

令和元年度第 24 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和 2 年 3 月 26 日

担当部・課：福祉部子ども保育課〔内線 2528〕

① 件 名																					
石巻市立荻浜保育所の休止について																					
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																					
<p><b>【背景】</b>          荻浜保育所は昭和 59 年 4 月 1 日に「へき地保育所（定員 50 人）」として開設し、地域の児童保育の充実に寄与してきたところであるが、震災後は年々児童数の減少が顕著となり、集団活動を通しての発達段階に応じた社会性の習得が難しい状況となっていた。          そのため、平成 28 年度に保護者との意見交換会を開催し、その結果を踏まえ、今後の荻浜保育所の方向性を「現在入所が見込まれている児童の卒園後に休止とし、5 人以上の入所が見込まれる場合に再開する。」とすることで、保護者及び荻浜地区行政委員連合会の了承を得ていた。</p> <p><b>【目的】</b>          令和 2 年度の入所児童がないことから、保護者及び荻浜地区行政委員連合会の了承事項に基づき、荻浜保育所を休止するもの。</p>																					
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																					
<p><b>【根拠法令】</b>          (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）          (2) 石巻市保育所条例（平成 17 年条例第 140 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>          石巻市総合計画実施計画          第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち          第 3 節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する          1 子育てを支援する環境を整備する          石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画          第 3 章 再編計画          3 再編計画</p>																					
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																					
<table border="0"> <tr> <td>昭和 59 年</td> <td>4 月</td> <td>荻浜保育所開所</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年</td> <td>5 月 25 日、7 月 6、28 日</td> <td>保護者説明会の席上、荻浜保育所の今後の方向性について了承を得る</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 月 10 日</td> <td>荻浜地区行政委員連合会の席上、荻浜保育所の今後の方向性にて了承を得る</td> </tr> <tr> <td>令和 元年</td> <td>10 月 23、24 日</td> <td>荻浜保育所在席児童 2 名の保護者からの転所申請書を收受</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 月～</td> <td>令和 2 年度保育施設利用審査・調整期間</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年</td> <td>2 月 7 日</td> <td>荻浜保育所在籍児童 2 名の転所を承認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同月 28 日</td> <td>荻浜地区行政委員連合会の席上、荻浜保育所の休止について了承を得る</td> </tr> </table>	昭和 59 年	4 月	荻浜保育所開所	平成 28 年	5 月 25 日、7 月 6、28 日	保護者説明会の席上、荻浜保育所の今後の方向性について了承を得る		8 月 10 日	荻浜地区行政委員連合会の席上、荻浜保育所の今後の方向性にて了承を得る	令和 元年	10 月 23、24 日	荻浜保育所在席児童 2 名の保護者からの転所申請書を收受		11 月～	令和 2 年度保育施設利用審査・調整期間	令和 2 年	2 月 7 日	荻浜保育所在籍児童 2 名の転所を承認		同月 28 日	荻浜地区行政委員連合会の席上、荻浜保育所の休止について了承を得る
昭和 59 年	4 月	荻浜保育所開所																			
平成 28 年	5 月 25 日、7 月 6、28 日	保護者説明会の席上、荻浜保育所の今後の方向性について了承を得る																			
	8 月 10 日	荻浜地区行政委員連合会の席上、荻浜保育所の今後の方向性にて了承を得る																			
令和 元年	10 月 23、24 日	荻浜保育所在席児童 2 名の保護者からの転所申請書を收受																			
	11 月～	令和 2 年度保育施設利用審査・調整期間																			
令和 2 年	2 月 7 日	荻浜保育所在籍児童 2 名の転所を承認																			
	同月 28 日	荻浜地区行政委員連合会の席上、荻浜保育所の休止について了承を得る																			
⑤ 主な内容																					
令和 2 年度は荻浜保育所への入所申し込みがないことから休止とする。																					

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】        今回の荻浜保育所の休止において、転所する2名の児童については、新たな転所先の保育施設で集団活動により発達段階に応じた社会性が習得できるなどから、成長過程に影響は及ぼさない。</p> <p>【市財政への負担】        荻浜保育所管理運営費の削減 768千円（令和元年度当初予算額との比較）</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和2年3月26日 市ホームページ上で、荻浜保育所の休止を周知する。        荻浜保育所の休止の周知チラシを、荻浜地区全世帯に配布する。</p>
<p>⑨ その他</p>